

**播磨高原斎場（こぶし苑）
火葬炉設備更新工事事業者選定
プロポーザル実施要領**

令和7年4月

播磨高原広域事務組合

目 次

目 的	1
1. 一般事項	1
(1) 名 称	1
(2) 募集者	1
(3) 募集方法	1
(4) 審査	1
(5) 事業日程	1
(6) 提案見積価格	1
(7) 事務局	1
(8) 資料の入手先	1
2. 日 程	2
3. 参加者資格要件	2
(1) 参加資格	2
(2) 失格基準	3
4. 審 査	3
(1) 審査方法	3
(2) 審査結果	3
(3) 審査基準	4
(4) 評価の方法について	4
5. 手 続 き	4
(1) 各種資料の配布	4
(2) 配布の日	4
(3) 質問の受付及び回答	4
(4) 参加表明書の提出	5
(5) 参加資格確認結果通知	5
(6) 技術提案書の提出	5
(7) 既存施設「こぶし苑」の現地調査	5
6. 契 約 等	6
(1) 受注候補者の特定	6
(2) 参加者が1者の場合の取扱い	6
(3) 評価結果の通知及び公表	6
(4) 契約の締結	6
(5) 更新工事の概要	7

7. 技術提案書の作成要領	8
（1）基本事項	8
（2）提出図書	8
（2）－1 火葬炉設備更新工事に関する事項	8
（2）－2 電気計装設備	8
（2）－3 本業務における取組体制について	8
（2）－4 「こぶし苑」の火葬炉設備更新工事に係る注意事項等	8
（2）－5 排ガス等の測定実績値	9
（2）－6 火葬時間及び燃料使用量実績	9
（2）－7 年間の維持管理費概要書概算見積書	9
（2）－8 火葬炉設備項目別工事見積書	9
（2）－9 火葬炉設備更新に係る提案書	9
（2）－10 著作権	9
（2）－11 提出書類の取扱い	9
（2）－12 経費の負担	9
（2）－13 その他	9

目 的

播磨高原広域事務組合（以下「組合」という。）が設置・運営する播磨高原斎場（こぶし苑）は、平成7年の供用開始から約30年が経過し、斎場にとって最も重要な設備である火葬炉の更新時期が到来している。また、平成12（2000年）年3月に当時の厚生省が発表した「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（以下「ダイオキシン類削減対策指針」という。）以前に設置された施設であり、この指針に示されている排ガス基準値や炉構造等の諸条件についても考慮されていない火葬炉設備となっている。

こうしたなか、火葬炉設備に関しては、各社ともそれぞれ独自の炉型式による特許を有しており、更新工事の発注に向けた共通仕様書の作成が困難である。そのため、この分野に優れた技術力と実績を持ち、情熱と責任を持って取り組む各社からの火葬炉設備等の技術提案を受けて播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事事業者（以下「受注候補者」という。）を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施する。

1. 一般事項

（1）名 称

播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事事業者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

（2）募 集 者

播磨高原広域事務組合

（3）募集方法

公募型プロポーザル

（4）審 査

審査は播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が行い受注候補者及び次点者を選定する。

（5）事業日程

① 設 計 業 務 : 内定書発行から令和7年度中

② 火葬炉設備更新工事 : 令和8年～令和10年度

（6）提案見積価格

プロポーザルにおける提案見積価格は **472,021 千円**（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

（7）事 務 局

播磨高原広域事務組合 総務課

〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号

(TEL) 0791-58-0575 (FAX) 0791-58-0002

(E-mail) somu@harimakogen.jp

（8）資料の入手先

プロポーザル実施要領、様式及び要求水準書、既存施設の図面は、ホームページ（以下「組合HP」という。）からダウンロードすること。窓口での閲覧・配布は行わない。

2. 日 程

N0.	項 目	日 時	備 考
1	公告/組合HP掲載	令和7年4月25日(金)	*公募開始 *質問受付開始日
2	質問書の受付期限	令和7年5月 9日(金)	*午後5時まで
3	上記質問の回答日	令和7年5月15日(木)	
4	参加表明書提出期限	令和7年5月16日(金)	*午後5時まで
5	参加資格確認結果通知	令和7年5月21日(水)	
6	火葬炉設備更新に係る技術提案書の提出期限	令和7年6月13日(金)	*午後5時まで
7	辞退届の受付期限	令和7年6月13日(金)	*午後5時まで
8	技術提案書内容の審査及び火葬炉設備業者のヒアリング	令和7年7月上旬 (予定)	*具体的な日程等は 技術提案書提出者に 改めて通知する。
9	審査結果の発表	令和7年7月上旬 (予定)	

3. 参加者資格要件

(1) 参加資格

プロポーザルに参加する者の資格要件は次のとおりとする。

- ① 播磨高原広域事務組合の令和6～7年度入札参加者資格名簿の（業種：機械器具設備）に登録があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- ③ 播磨高原広域事務組合入札参加資格制限及び指名停止基準に関する要綱（平成21年要綱第1号）の規定に基づく指名停止期間中の措置を受けていない者。
- ④ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者。
- ⑤ 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。
- ⑥ 公告日において播磨高原広域事務組合、兵庫県、たつの市、上郡町又は佐用町から指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- ⑨ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き中の事業者でないこと。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。

- ⑪ 工事施工にあたり、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、配置技術者は常勤の自社社員であり、かつ、技術提案書提出締切日において3カ月以上の雇用関係を有する者。
- ⑫ 過去5年以内(令和2年4月以降)に元請として単体又は共同企業体の構成員(代表構成者に限る。)により、新築又は改築した4炉以上の火葬炉(人体炉)を備える火葬場において、自ら製造し、設置完了した火葬炉設備工事の施工実績を有すること。ただし、単なる火葬炉の炉内耐火材の貼替等の工事は除く。
- ⑬ 兵庫県を含む近畿圏内の6府県に本社、支社、支店、営業所等があり、火葬場の保守点検等のメンテナンス技術者が常駐していること。

(2) 失格基準

次の各号に該当する場合、その提案に係る参加者は失格とする。

- ① プロポーザルの参加資格要件を満たさない者が提案書を提出したとき。
- ② 提案書に虚偽の記載があったとき。
- ③ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合。
- ④ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- ⑤ 本審査が終了するまでの間において、審査委員に対して審査の結果に影響を与えるような接触を行った場合。

4. 審 査

(1) 審査方法

審査委員会により、プロポーザル参加者(以下「参加者」という。)の技術力や施工実績、改修内容及び改修工程の確実性等について技術提案書(以下「提案書」という。)の書面審査を行うほか、参加者へのヒアリング(プレゼンテーション)を実施する。

(2) 審査結果

審査の結果は、書面により参加者全員に通知する。なお、候補者として選定されなかった者は、その理由について通知の日(通知書の日付)の翌日から起算して7日以内に組合に対して説明を求めることができる。

(3) 審査基準

審査の基準は次表のとおりとする。

審 査 基 準 表

項 目	配点	評価の視点
1. 組織・会社経営状況	12	会社の経営状況と健全性、同規模の施工実績はあるか。
2. 炉設備技術評価	40	必要な設備機器の設備計算との整合性がとれており、適正な設備機器の計画となっているか。
3. 環境保全対策	5	火葬によって発生する排ガス等の環境汚染物質が大気汚染防止法に準拠しているか。 ダイオキシン類削減対策指針に示されている再燃炉における排ガス滞留時間や排ガス温度等の指針値に対応が可能な炉設備構造となっているか。
4. 施 設 管 理	20	自然災害や火葬中の緊急停止の対策は考慮されているか。また、緊急停止時における組織体制は考慮されているか。 1年間に必要な維持管理費用は適正に算出されているか。
5. 参考見積額	80	要求水準書に示した火葬炉設備仕様内容と整合しており、適正な金額となっているか。※配点×最低金額／炉設備業者の金額
6. 提 案 事 項	30	提案内容として、設備仕様内容等との関連性は取れているか。
7. プレゼンテーション、 ヒアリング対応	13	説明の精度、回答の明確さ等
合 計	200	

(4) 評価の方法について

- ①審査委員は上記に基づき、参加者ごとに点数評価を行う。
- ②審査委員の持ち点(200点)を合算した値が最も高い参加者を、受注候補者とする。
- ③評価の結果、各審査委員の評価点の合計が6割に満たない場合は、当該参加者を受注候補者対象から除くものとする。

5. 手続き

(1) 各種資料の配布

- ① 播磨高原斎場(こぶし苑)火葬炉設備更新工事事業者選定プロポーザル実施要領
- ② 播磨高原斎場(こぶし苑)火葬炉設備更新工事事業者選定プロポーザル様式集
- ③ 播磨高原斎場(こぶし苑)火葬炉設備更新工事要求水準書
- ④ 播磨高原斎場(こぶし苑)既存施設図面

(2) 配布の日

令和7年4月25日(金)の公告日以降、組合HPからダウンロードが可能。

(3) 質問の受付及び回答

実施要領等について質問及び回答は次のとおりとする。

- ① 受付期間：公告の日から令和7年5月9日(金)午後5時まで
- ② 提出場所及び方法：質問書(様式2)を電子メール又はFAXにより事務局宛て送信し、確認の電話を入れること。
- ③ 回答は、組合HPにて令和7年5月15日(木)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

- ① 提出期限：公告日から令和7年5月16日（金）までの午前9時から午後5時まで（土日、振替休日、祝日を除く）
- ② 提出方法：持参又は郵送による。（提出期限内必着のこと。）
- ③ 提出場所：播磨高原広域事務組合 総務課
〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号
(TEL) 0791-58-0575 (FAX) 0791-58-0002
- ④ 提出書類及び部数
次の㉖から㉚の書類をそれぞれ1部ずつ提出すること。
㉖ プロポーザル参加表明書（様式1）
㉗ 会社概要（様式3）
㉘ 施工実績（様式4）
㉙ 配置予定技術者調書（様式任意）
㉚ 委任状（様式14）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合）
㉛ 印鑑証明書

(5) 参加資格確認結果通知

- ① 組合は、提出された参加表明書等に基づき、プロポーザル参加資格の確認を行うこととする。
- ② 結果通知
①の結果、参加資格を有することが認められた者は、令和7年5月21日（水）までに参加表明者全員に電子メールあるいはFAXにて「プロポーザル参加資格確認通知書兼参加要請書（様式5）」により通知する。（本書は別途郵送）この結果、プロポーザルの参加要請を受けた者（以下「参加者」という。）は次の手順によること。

(6) 技術提案書の提出

- ① 提出期限：令和7年6月13日（金）午後5時まで
- ② 辞 退 届：令和7年6月13日（金）午後5時まで
＊ ただし、参加資格確認通知を受けた後にこのプロポーザルを辞退する場合に限る。
- ③ 提出方法：①②とも持参又は郵送による。（提出期限内必着のこと。）
- ④ 提出場所：播磨高原広域事務組合 総務課
〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号
(TEL) 0791-58-0575 (FAX) 0791-58-0002
- ⑤ 作成方法：技術提案書の作成要領を参照

(7) 既存施設「こぶし苑」の現地調査について

「こぶし苑」の現地調査については、事前に事務局に希望日を連絡すること。
現地調査期間：令和7年4月26日（土）から令和7年5月9日（金）午後4時
連絡先：播磨高原広域事務組合 総務課
(TEL) 0791-58-0575 (FAX) 0791-58-0002
(E-mail) somu@harimakogen.jp

6. 契約等

(1) 受注候補者の特定

- ① 4. 審査により、最も評価の高い参加者を受注候補者として特定する。
- ② 最も評価の高い参加者が2者以上あるときは、4. 審査(3) 審査基準表のうち、2～6の項目の合計点が高い参加者を受注候補者として特定する。
- ③ 評価点が同点であった場合は、審査委員会で協議・検討し、受注候補者を特定する。

(2) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても審査を行い、審査委員会において受注候補者としての適否を判断する。

(3) 評価結果の通知および公表

評価結果は、速やかに結果通知書(様式6)により参加者に通知するとともに組合HPにおいて公表する。

(4) 契約の締結

- ① 受注候補者として特定された者との工事請負契約は、提出された技術提案書及び提案書の見積額を基本とした協議を行い、仮契約の手続きを行うこととする。
(随意契約の予定)
- ② この仮契約は、播磨高原広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成10年条例第24号)第2条の規定に基づく議決の日から本契約とする。
- ③ 仮契約の内容により本契約の議決が得られないときは、契約の効力を失うこととなるが、このことによって受注候補者に損害が生じても、組合はその責めを負わない。
- ④ 仮契約までの間、播磨高原広域事務組合は受注候補者に内定書を発行する。
受注候補者は組合及び播磨高原斎場(こぶし苑)火葬炉設備更新工事施工監理業務受注者(火葬関係コンサル)との協議を進め、火葬炉設備更新工事に係る実施設計図書等の作成協議を進めるものとする。
- ⑤ 本契約は火葬炉設備更新工事の契約とし、令和7年度～令和10年度の債務負担行為での契約とする。なお、各年度の請負代金の限度額(消費税を含む。)は以下のとおりとする。ただし、支払い金額は、各年度における出来高によるものとする。

令和 7年度の支払いは	0 千円
令和 8年度の支払いは	50,600 千円
令和 9年度の支払いは	337,137 千円
令和10年度の支払いは	84,284 千円
- ⑥ その他、支払い方法等については、播磨高原広域事務組合財務規則(令和4年

規則第 1 号) の規定による。

(5) 更新工事の概要

① 工 事 名：播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事

② 工事場所：播磨高原斎場（こぶし苑）

住所：兵庫県たつの市新宮町光都 3 丁目 3 7－1

③ 炉 数：人体炉 4 炉、汚物炉（ペット対象炉）1 炉

④ 供用開始：令和 1 0 年 1 0 月（予定）

⑤ 延床面積：1, 516. 97 m²

⑥ 敷地面積：10, 215. 35 m²

⑦ 建物構造：鉄筋コンクリート造一部 2 階建て

⑧ 主たる工事内容

ア) 既存の火葬炉（人体炉）5 炉、汚物炉 2 炉をすべて撤去し、ダイオキシン類削減対策指針を考慮した新たな構造の火葬炉 4 炉、汚物炉（小動物対象炉）1 炉を設置する。

イ) 既存の火葬炉（人体炉）は 5 炉ありますが、更新工事にあたっては日常の火葬業務に影響が出ないように過去の実績から火葬炉（人体炉）3 炉が通常の稼働を行いながら更新工事の実施することとし、火葬参列者への安全対策を大前提に、厳粛な工事施工を行うこと。

なお、播磨高原斎場（こぶし苑）の年間火葬件数（令和 5 年度実績）は 670 件（動物・汚物炉除く。）である。

ウ) 燃料は都市ガスであり、既存のガバナ室のガス配管の更新については事前調査のうえ必要に応じて更新することを原則とする。

エ) 電気設備容量の増加等を勘案した受変電設備の更新を行う。

オ) 火葬炉設備の電気設備容量が増加するため、既存の非常用発電設備の必要に応じて改修を行うこととする。

カ) 火葬炉設備の更新に伴う建築物の改修は想定していないが、仮に建築物の改修等が生じる場合は、組合と協議すること。

キ) 本工事の契約書の作成を要する。

7. 技術提案書の作成要領

(1) 基本事項

- ① 技術提案書は「播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事要求水準書」を満たす施設・設備とし、別紙様式7から様式13の中で表現するものとする。
- ② 提案書はA4縦ファイルの左綴とすること。
- ③ 提出部数については、必要部数は（正1部・副8部）とする。

(2) 提出図書

(2)－1 火葬炉設備更新工事に関する事項

- ① 火葬炉設備更新工事仕様書
火葬炉設備の更新に係る工事仕様書を作成のこと。
- ② 燃焼計算書
(例)・1体あたりの火葬に必要な都市ガス使用量
 - ・再燃焼炉内の排ガス滞留時間(1秒以内)
 - ・排ガス冷却に必要な冷却空気量
 - ・強制排気設備(誘引ファン)の設備容量計算
- ③ 図面(A3)に統一すること。
 - ア 火葬炉設備フローシート
 - イ 火葬炉設備計装フローシート
 - ウ 火葬炉築炉構造図(平面図、断面図、立面図等)
 - エ 既存炉室内で更新するにあたって、更新工事に係る手順と図面の作成(配置図、平面図、立面図、断面図等)
 - オ ガスバーナ(主燃焼用、再燃焼用)
 - カ 排ガス冷却設備
 - キ その他(集じん設備、柵運搬車、炉内台車運搬車)

(2)－2 電気計装設備

- ア 電気設備容量計算書及びシステム運転負荷計算書
(火葬炉及び汚物炉(ペット対象炉)の稼働に必要な電気設備容量計算)
- イ 各設備機器(燃焼用空気送風機、誘引ファン設備等)の仕様書
- ウ 各機器の制御及び計装一覧表
- エ 中央監視装置の形態図
- オ 火葬炉操作盤(タッチパネル)及び単動盤等必要な盤類の形態図
- カ 火葬炉操作に係るシステム内容と図面
- キ 受変電設備の仕様書と形態図
- ク 非常用発電設備仕様書及び形態図

(2)－3 本業務における取組体制等について(様式7)

- ※ 本業務に対する取組体制について記載すること。
表現は自由とします。

(2)－4 播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事に係る注意事項等について(様式8)

- ※ 火葬炉設備更新工事において、貴社の炉設備を設置するとした場合に、特別に考慮する事項について具体的に記載すること。

(2)－5 排ガス等の測定実績値

(様式9)

※ 燃料を都市ガスとして、同様の設備を納入している2か所の測定実績値を記載し、計量証明書も添付すること。

(2)－6 火葬時間及び燃料使用量実績 (様式10)

※ 都市ガスを燃料として、今回提案する設備と同様な設備のものとする。

(2)－7 年間の維持管理費概算見積書 (様式11)

※ 燃料は都市ガスで計算すること。

(2)－8 火葬炉設備項目別工事見積書

※ 見積書の金額は提案書の内容を反映させたものとする。 (様式12)

(2)－9 火葬炉設備更新に係る提案書

① 自然災害等に対する安全性の確保及び火葬炉設備の緊急停止時等の対策 (様式13-1)

② アフターサービスの考え方と体制 (様式13-2)

③ 周辺環境の保全、人体への影響対策及び取組方法 (様式13-3)

④ 火葬炉設備における省エネ対策及びコスト削減に対する取組 (様式13-4)

(2)－10 著作権

提出された技術提案書は、元来第三者に属するものを除きそれぞれの参加者に帰属するものとする。

なお、技術提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、当該第三者の承諾を得ておくこと。

(2)－11 提出書類の取扱い

発注者は、プロポーザルに関する事項の公表、提示、その他発注者が必要と認めるとき、技術提案書を複製し、無償で利用できるものとする。

(2)－12 経費の負担

技術提案書の作成費、旅費、その他プロポーザルの作成に関して要した一切の経費は参加者の負担とする。

(2)－13 その他

① 提出期限以降における技術提案書の差替えは認めない。

② 技術提案書の提出は1者につき1件とする。

③ 提出された技術提案書は返却しない。

④ プロポーザルにおいて使用する言語、通貨、および単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法の規定の計量単位に限る。

